

宿泊約款

宗教法人圓滿院 宿坊 三密殿
〒520-0036 滋賀県大津市園城寺町 33 番地
電話 077-522-3690

第1条(適用範囲)

1. 当院が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当院が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当院に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当院に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当院が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当院は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当院が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当院が諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超える場合は全体の宿泊料の半額)の基本宿泊料を限度として当院が定める申込金を、当院が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当院が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当院がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当院は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当院が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当院は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。(

9) 滋賀県条例第36号(滋賀県迷惑行為等防止条例)の規定する場合に該当するとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当院に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当院は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、

(第3条第2項の規定により当院が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当院が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当院が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当院は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当院の契約解除権)

1.当院は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人 その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 滋賀県条例第36号(滋賀県迷惑行為等防止条例)の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当院が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条(宿泊の登録)

1.宿泊客は、宿泊日当日、当院の宿坊フロントまたは総合受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当院が必要と認める事項 2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条(客室の使用時間)

1.宿泊客が当院の客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。2. 当院は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間ごとに1時間税抜き1000円

第 10 条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当院敷地建物内においては、当院が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条(営業時間)

1. 当院の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間 9：00～24：00 イ

(2) 飲食等サービス時間: イ.朝食 8：00～9：00 ロ.昼食 12：00～14：00

ハ.夕食 18：00～20：00

(3) 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する可能性があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当院が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当院の責任)

当院は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当院の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。2. 当院は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

第 15 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当院に到着した場合は、その到着前に当院が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当院に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当院は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当院の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条 第 2 項の規定に準じるものとします。

第 16 条(駐車場の責任)

宿泊客が当院の駐車場をご利用になる場合、当院は駐車場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当院の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 17 条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当院が損害を被ったときは、当該宿泊客は当院に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料	① 基本宿泊料金 (室料+個室使用料+夕食、朝食等の飲食料金)
	追加料	② 追加飲食 (①に含まれるものを除く) ③ 文化体験等オプション料金
	税金	イ 消費税

- 備考 1 基本宿泊料は予約受付時に当院よりご案内する料金によります。
2 子供料金は小学生以下に適用します。

別表 2 違約金 (第 6 条第 2 項関係)

取消日 予約人数	不 泊	当 日	前 日	2 日前	3 日前	5 日前	6 日前	7 日前	8 日前	14 日前	15 日前	30 日前
1 名~14 名	100%	100%	50%	30%	30%							
15 名~30 名	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31 名~100 名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101 名~	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。 3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。